

第 3 3 回 総 会 議 事 録

総会開会時刻 令和 5 年 3 月 3 0 日 (木曜日) 午後 1 時 3 0 分

総会開会場所 保健センター 2 階 多目的室

(農業委員の出席)

1 番 一柳 泰徳	2 番 竹内 信行	3 番 錦野 伸策	5 番 金西 章
7 番 廣田 由美	8 番 豊田 泉朱	9 番 谷崎 賢二	1 1 番 江崎 恵子
1 2 番 増井 道宏	1 4 番 川瀬 益栄	1 5 番 船越 康博	1 6 番 關 藤子
1 8 番 高井 トミエ	1 9 番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

4 番 谷崎 徹	6 番 栗本 謙二	1 0 番 矢野 伸二	1 3 番 服部 雅基
1 7 番 森 博之			

(農地利用最適化推進委員の出席)

2 区 柳川 昌弘	3 区 島田 正明	3 区 松下 傳	5 区 宮田 芳和
6 区 庄野 敏彦	6 区 橋本 春男	7 区 小松 晃	7 区 徳山 守
9 区 岡崎 勢一	9 区 吉積 幸二	1 0 区 宮城 仁	1 0 区 里村 雅博

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

1 区 庄野 博美	4 区 石原 美史	5 区 辻 義徳	8 区 内多 泰美
-----------	-----------	----------	-----------

(出席者)

局 長 横山 篤 次 長 日野 恵 書 記 吉田 浩章

議 案

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について」

議案第 2 号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」

報告第 2 号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

その他

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第33回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、7番 廣田 由美 委員、16番 關 藤子 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、4番 谷崎 徹 委員、6番 栗本 謙二 委員、10番 矢野 伸二 委員、13番 服部 雅基 委員、17番 森 博之 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数1件1筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、合計面積1,076㎡、兼業による経営縮小のための所有権移転の申請です。

土地所有者から農業経営の縮小のため、隣地農地所有者である譲受人に農地を売買したいとのことで、この度の申請が提出されております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の谷崎賢二委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 谷崎委員

ただいま、事務局から説明があったとおりで、現地も確認してきましたが、問題ないと思います。よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は36件、68筆です。

【議案朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、

報告第2号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」、

議案外2件について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の9ページをお開きください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数は3件、4筆です。

【議案朗読省略】

それぞれ、貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の記名、押印がされ、提出されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第2号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」、届出件数は1件、1筆です。

【議案朗読省略】

貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

なお、詳細については、11ページに記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定については、農業委員会等に関する法律第7条に規定されております。昨年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正に関連して、指針の内容を見直す必要があることから、皆様にご了承いただくものでございます。

内容についてご説明いたします。お手元に配布してございます、小松島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）をご確認ください。

それでは、資料にそってご説明させていただきます。

第1、基本的な考え方については、これまでの条文に地域計画を盛り込んだものになっております。

担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、地域計画に基づいて利用調整に取り組む必要があること、目標の達成状況に対する評価方法を定めること、この指針は基本構想を踏まえた長期的な目標として10年後に目指す農地の状況を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこと、などを追加させていただいております。

次ページをお開きください。

第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法についてです。

こちらについては、これまでは目標、推進方法の記載であった項目に評価方法を追加しております。

続きまして、1. 遊休農地の発生防止・解消について、でございます。

(1) の表に記載しております令和5年4月の遊休農地面積については令和4年度に行った利用状況調査の結果を記載しております。また管内農地面積については農林水産関係市町村別統計の耕地面積を記載しております。令和6年、令和8年の農地面積については推定値を、遊休農地面積については、令和4年度の最適化活動の目標に設定した毎年の遊休農地解消目標面積を差引しております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、こちらの利用状況調査の実施については内容的な変更はございません。追記分として、調査結果後の利用関係調整とシステムへの反映を盛り込んでおります。

②農地中間管理機構との連携について、③非農地判断も基本的な内容変更はございません。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法について、この評価方法の項目が、この度追加されております。単年度の評価方法といたしましては、毎年行っております最適化活動の点検・評価に基づいて行うこととなっております。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標、この数値については、徳島県において設定されております令和11年度末の小松島市における集積率をもとに算出した数値となっております。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法、①地域計画の作成・見直しについては、従来あった人・農地プランから地域計画の作成へと内容の変更をしております。

②農地中間管理機構等との連携については、関係機関との連携による農地中間管理事業を活用したマッチングについて記載しております。

③農地の利用調整と利用権設定について及び、④農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱いについては、内容的な変更はございません。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法について、こちらはこの度、追加項目となります。さきほどと同様、最適化活動の点検・評価に基づいて行うこととなっております。

3. 新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標について、こちらの表については、設定年度を変更しておりますが、目標設定は小松島市第6次総合計画に基づいた数字を今回も使っております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法、①関係機関との連携については内容に変更はございません。

②新規就農フェア等への参加については今回追加された項目で、新規就農フェア等に参加し新規就農希望者の情報収集やフォローアップ体制の整備を行うといった内容になります。

③企業参入の促進について、こちらについては内容的な変更はございません。

④農業委員会のフォローアップ活動については、今回追加させていただいた項目になります。内容については記載のとおりでございます。

(3) 新規参入の促進の評価方法について

こちらにも、追加項目となります。さきほどと同様、最適化活動の点検・評価に基づいて行うこととなっております。

第3. 地域計画の目標を達成するための役割については、この度、追加された項目でございます。来年度より作成いたします地域計画に基づいた農業委員会の役割を記載しております。

以上、簡単ではございますが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、の説明を終わります。

議長

ただいま「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」、事務局から説明がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」、は案のとおり承認いたします。引き続き、「令和5年度の最適化活動の目標の設定等について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

最適化活動の目標の設定等については、毎年5月総会において点検・評価と一緒にお諮りさせていただいていたかと思いますが、令和4年の農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知により、毎年3月末までに最適化活動の成果目標・活動目標を設定し、農業会議の確認を受けた上で、4月末までにインターネット等で公表し、都道府県知事に報告することに変更されていることから、今回より3月の総会にて皆様にお諮りさせていただくものでございます。

なお、目標に設定させていただいております数値については、現段階での数字であることから、多少変動する可能性がございますことを予めご了承ください。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1 ページ、I 農業委員会の状況については、記載のとおりでございます。

2 ページをお開き下さい。

II 最適化活動の目標、でございます。

1 最適化活動の成果目標、各項目の数値等のご説明をいたします。

(1) 農地の集積については、①現状と課題、②目標を記載してございます。目標設定でございますが、先の指針でも触れましたように徳島県において令和11年度末の集積目標を設定しておりまして、小松島市は45.7%となっております。なお、今年度の集積面積は現在の集積面積から、令和11年度末までに45.7%に到達すべく面積を按分した数字を記載しております。

(2) の遊休農地の解消、①現状及び課題については令和4年度に行った利用状況調査の結果を記載しております。②目標、ア. 既存遊休農地の解消については令和3年度の利用状況調査の値を使用することとなっていることから令和4年度の目標値と変更ございません。イ. 新規発生遊休農地の解消については、令和4年度に新規発生した緑区分農地、草刈等で耕作が可能と判定された農地の面積を記載しております。

3 ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題には直近3ヵ年度の認定新規就農者の値を記載しております。②目標については、直近3ヵ年の3条及び利用権設定を行った農地面積の平均値の1割を目標値としております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標といたしましては、昨年と同様に10日を目標値としております。こちらについては、農地の見回りも遊休農地解消活動として認められておりますので、日々のちょっとした見回り活動も活動記録簿に記載してご報告いただけますようお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標及び(3) 新規参入相談会への参加目標については、昨年と同様の目標設定とさせていただきます。

「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の内容については以上でございます。

議長

ただいま、事務局より「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について説明がありました。何か質疑、ご意見等はありませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。

「令和5年度最適化活動の目標の設定等」は、案のとおり承認いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

総会終了 午後1時50分

議事録署名委員 7番 廣田 由美 委員

16番 關 藤子 委員